

令和3年 第9回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和3年9月14日(火) 午後1:30~3:30
2. 場所 : 山村開発センター1階 中会議室
3. 出席委員 (8人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 将行
委員	2	長井 進
委員	3	下村 勇一郎
委員	4	工藤 勉
委員	5	荻沢 功
職務代理	7	谷地村 久人
委員	8	佐藤 哲
委員	9	佐藤 久美子

4. 欠席委員 (2人) 1番田守和人、6番橋端哲美
5. 会議書記 事務局主事 服部 優
6. 議事日程
 - 日程第1 議事録署名委員の指名について
 - 日程第2 諸般の報告について
 - 日程第3 議案第21号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 - 日程第4 議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

(令和3年第9回総会)

議長	議会に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、7番谷地村職務代理人にお願いします。
	(新郷村農業委員会憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は8名で、定足数に達しておりますので、これより令和3年第9回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名ということでご異議ありませんか
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には4番工藤委員並びに5番荻沢議員を指名します。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	朗読と説明
議長	次に、日程第3、議案第21号、農地法第3条1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。 受付番号第14号の審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	2ページをお開きください。 日程第3、議案第21号、農地法第3条1項の規定に基づく農業委員会の許可について、説明いたします。 農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。 3ページをお開きください。 議案第21号、受付番号14号の申請は、譲渡人が引き続き農業者年金を受給するため、使用貸借権の再設定で期間は10年です。 農地の所在、地目、面積等の詳細は、3ページから4ページの議案書記載のとおりです。 5ページに農地法第3条第1項の調査書、6ページから7ページに許可申請書の写し、8ページに使用貸借契約書の写し、9ページに位置図を添付しておりますので、参考にしてください。 以上で受付番号14号の説明を終わります。
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。

	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第21号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に日程第4、議案第22号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。</p> <p>受付番号45号について審議に付します</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>10ページをお開きください。</p> <p>日程第4、議案第22号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙農用地利用集積計画の決定について、意見を求めるものです。</p> <p>11ページをお開きください。</p> <p>受付番号45号について説明いたします。</p> <p>令和3年8月24日付け新農林第211号により、新郷村長から農用地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>この案件は、15ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を設定するものから受け手が決定している場合は、一括方式により県の配布計画認可手続きが不要になるため、公告して権利移動します。農地の所在、地目、面積等の詳細は、11ページの議案書記載のとおりであります。</p> <p>なお、設定期間は10年で、農地中間機構による賃貸借の設定であります。12ページに新郷村長より新郷村農業委員会会長宛、協議文書の写し、13ページに農用地利用集積計画広告一覧表の写し、14ページにあおもり農業支援センターより新郷村長宛、農地借り入れ協議文書の写し、15ページに農地利用集積計画の写し、16ページに位置図、17ページ現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号45号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を3番下村委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第22号、受付番号45号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地は畠で、所有者の労働力不足により、農地中間管理機構へ貸し付けし、借り受け後に受け手へ畠として貸し付けするものであります。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>

議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案22号、受付番号45号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 次に議案第19号、受付番号38号、整理番号3の38号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第22号は原案のとおり決定しました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、令和3年、第9回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和 3年 9月 14日

議 長 日向 將行

署名者 工藤 勉

署名者 萩沢 功